

**総括報告書（競売入札妨害・贈
収賄事件）及び総括追加説明**

平成16年9月

(内 訳)

- 1 総括報告書（競売入札妨害・贈収賄事件）
- 2 総括追加説明

総 括 報 告 書

(競売入札妨害・贈収賄事件)

立 川 市

平成16年9月

目 次

はじめに	1
(1) 事件の概要	3
(2) 事件発生の背景と総括	7
①組織管理の問題	7
②人事をめぐる問題	8
③理事者のリーダーシップの問題	10
④市長の「指示」の有無の問題	11
⑤議員の口利き・働きかけの問題	11
⑥委託業者をめぐる問題	12
⑦水道工事以外の談合疑惑の問題	14
おわりに	15

はじめに

立川市において、平成15年10月に競売入札妨害・贈収賄事件が発覚した。このため、市は立川市入札事件再発防止調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、議会は入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を直ちに設置し、裁判の進行と並行して調査活動等を進めてきた。

調査委員会は、事件発覚後約1年の間、弁護士プロジェクトチームによる実態調査、監査法人による調査・分析や事件の原因究明と再発防止策の検討を重ね、公判傍聴記録等を参考に「立川市入札事件再発防止調査委員会報告書」を発表した。

一方、特別委員会においても調査委員会と情報を共有しながら活動を重ね、中間報告及び市施策案に対する提言も行われた。この間に、裁判も進行し、判決は全て確定した。

調査委員会および特別委員会の議事録も公開され、司直に

よって押収された書類・物品も返還されたので、これらを検証・分析して事件発生のメカニズムと行政の責任を総括して明らかにする。

総括作業にあたっては、契約制度等検討委員会（委員長・助役）の中に「総括作業部会」を設置し、市政アドバイザー（調査委員会専門委員・弁護士）の助言・指導を得ながら作業を進めた。

また、返還された押収書類等の確認作業には、調査委員会外部委員（市民委員）の立会いもいただき、あわせてご意見も頂戴した。

以上、これまで明らかになったことや様々な議論の経過等を踏まえ、事件を立川市として総括し、報告書として取りまとめた。

なお、本報告書は庁内の重要施策等を審議、調整する機関である「政策会議」の決定を経て、立川市の総括としたものである。

裁判で出された証拠品や裁判記録の閲覧には時間を要するが、必要な検証作業を今後も可能な限り行い、その結果を明らかにするなどして、事件を風化させない努力を立川市は続けていく。

（１）事件の概要

裁判の経過の中で明らかにされた、事件の基本的構造を端的に表現すると、水道工事の業界で行われていた長期的かつ組織的談合に、部長、課長、係長といった職位にある入札・契約関係の市中枢の職員が加担したものである。

加えて、市幹部職員でもあった元嘱託職員（元砂川支所長）は、談合を容易にするため、入札業者選定に関して業者らと共謀し、市職員を通じて水道工事等の情報を早い段階から聞き出し、元契約課長に情報の漏洩を依頼し、これを業者に伝えるなど、事件の主犯格であって、多くの職員・業者に多大な影響を及ぼし、これなくしては犯行が行えなかったとされた。談合を積極的に助長し、業者から数回にわたる多額の賄

賂を受け取るなどして公正であるべき入札を妨害したとされた。

元総務部長は、談合を容易にするため業者選定に関して、元嘱託職員の依頼に応じ、かつての部下である元工事契約係長に指示したり、得た情報を漏示したりして公正であるべき入札を妨害した。部下に指示して談合に加担したその役割は重大で、張本人とも言えるとされた。入札情報を漏示し、入札の公正さを害し、市政の信頼を低下させた責任は重大であるとされた。

元契約課長は、談合には従属的立場ではあったが、契約課長として談合を排除する使命が不可欠であったのに、元嘱託職員の依頼に安易に応じた責任は軽視できないとされた。また、契約課長に委ねられる責任が大きいにもかかわらず、思考力が低下し、責任感を欠いた。このことの刑事責任は免れないとされた。

このように公訴事実は、これら職員が共謀し、談合に加担し、指名手続きを行ったと述べられており、職務の中では、

元嘱託職員の呼び出し、食堂など目立たない場所での面談、係長へはメモを見せて、書き取らせ、指示して起案させ、課長が決裁印を押し、入札執行伺書等が作成された。その後、確認の電話を入れたり、業者に連絡するなどの行為が繰り返されていた。そうして業者選定委員会への提案など、まさに委員を騙すに等しい行為等が堂々に行われていたのである。

このように、不正行為が勤務時間中、起訴されなかった職員までをも使い、職場の中で行われていたことは重大である。

起訴された職員は、「入札の公平さを害し、市政の信頼を傷つけたその責任は重大である」などとして、執行猶予(2年ないし5年間)つきながら1年から3年の懲役刑の判決が下された。なお、これら3人の職員に対しては、判決前に懲戒免職の処分を行った。

また、起訴はされなかったが、情報漏示等を認めた管理職3人及び係長1人には減給の懲戒処分に加え、2から1階級降任の分限処分を行った。

以上、事件の概要を述べたが、事件の構図は単純ではなく、その背景には、本市における組織的あるいは組織を取り巻く独特の風土ともいうべきものが、長年かつ根深いものとして存在したということを看過してはならない。

事件は、立川市の入札の公正性が害されただけでなく、幹部職員が長年にわたり、これを実行し、しかも日常業務の中で行い、疑惑の指摘にも反省するところがなかったという、極めて重大な事件である。

市として、司直の摘発があるまで防止できず、結果として放置してきたことは、これを厳粛に受け止めなければならない。

これまで、入札制度の改革に一定の努力をしてきたにも関わらず、入札の公正性の確保と談合を防止することの重要性の認識を欠き、また、その施策も不十分であると指摘された。

入札の公正をはかり、立川市は重大な決意をもって再発防止に全力をあげて取り組むことを全市民に誓うものである。

以下、事件発生の背景や主な疑惑とされる、①組織管理の問題、②人事をめぐる問題、③理事者のリーダーシップの問題、④市長の「指示」の有無の問題、⑤議員の口利き・働きかけの問題、⑥委託業者をめぐる問題、⑦水道工事以外の談合疑惑の問題について総括する。

（２）事件発生の背景と総括

①組織管理の問題

事件の基本的構図から明らかになったように、事件の発端は前記、元嘱託職員を起点として、職員から職員へ、そして職員から業者へ、情報を漏示するということにも象徴されるように、これら職員個々人の公務員としての著しい倫理観の欠如に原因するところが大きい。

しかしながら、他方、調査委員会の指摘にもあるように、市組織全体のコンプライアンス（倫理・法令遵守）体制の欠如があったことも事実であり、単に個人の資質や個人の責めに帰すだけで終わらせてはならないし、そのような姿勢では再発防止など到底望めない。

この現実を市組織全体が深く認識し、厳正に対処していかなければならない。

職員実態ヒアリング調査から明らかなように、外部・内部からの要望・口利き・働きかけに対する組織としてのマネジメント体制の欠如があり、事実、上司の指示、不当・不合理な要求等に従った今回の事例等、職場の中に、業務のチェック体制や自由な話し合い、上司に対して的確に報告・連絡・相談するといった職場づくりの基本ができていない実態も明らかにされたことは、組織管理の課題として極めて重く受け止める必要がある。

また、前述のとおり、事件当事者の職員らの不正行為等が市庁舎内において勤務時間内に行われており、先に指摘した、これら職員の倫理観の欠如のほか、その職務専念義務に違反した職員を管理・監督する責任も強く問うものである。

②人事をめぐる問題

職員実態ヒアリング調査での職員の「人事」に対する受け

止め方をみると、「不適切な人事配置」や「不公正さ」を感じる者が多いとされている。

事件当事者の供述でも「左遷で地位を失う危惧」等、「人事」に対する不安・影響力が述べられているが、「人事」をめぐっては、過去に「議員への昇任依頼や議員への口利き謝礼等のうわさ」があるとして、議会で質問が出たこともある。

人事異動に際しても「なぜ、あの人が」という声や、「腹心」「派閥」人事ではないかとの声も聞かれた。こうしたうわさの背景には、「幹部職員人事に市長と議員との関係が影響していたのではないか」との調査委員会報告書の指摘があることなどを鑑みると、一部、不適切な人事が存在したのではないかとの疑念を否定しきれない。その意味で理事者の責任を問わなければならない。

この点で特に言及するならば、元嘱託職員は市議会議員の親族関係を背景にその職位、立場を忘れ、かつての部下職員と飲食、旅行、接待を重ねるなどして、自己の利益等享受のために一連の不正行為を行ったこと、元総務部長はかつての職場関係や現職位を利用して、それら一連の不正行為に深く

介在、加担したことが、裁判記録上明らかになったことであり、この両幹部の長い在任、登用は人事上の大きい汚点であったとの批判は免れない。

今後は、能力主義、実績主義に基づく人事の徹底や「左遷云々」「なぜ、あの人が」といった言葉に象徴される、職員の人事に対する不信感を一刻も早く払拭しなければならない。

③理事者のリーダーシップの問題

理事者のトップである市長は、任命権者として人事権を有している。また、日常業務をはじめ、市政運営の最終的な決定権とともに管理監督者責任があり、強いリーダーシップが求められている。

今回の事件では、調査委員会報告書においても、「これら人事のあり方や業務管理にかかる市長のリーダーシップについては、様々な指摘があることから、これを真摯に受け止め、猛省を求めたい」と指摘されている。

これは、市長をはじめ理事者のリーダーシップのあり方が根本から問われている証であり、その責任は重大である。

④市長の「指示」の有無の問題

元契約課長の公判で、被告は「市長からの指示という総務部長の言葉でやってしまった」と陳述しており、裁判長はその判決で「被告は知り得る限りを詳細に裁判で話し、解明と行政の浄化に資することが少なくなかった」とした。

これに対して、市長は市議会における公判に関する質疑の中で「私は1回として元総務部長にメモを渡すとか、指示をした覚えはない」と明確にそれらの事実を否定している。

こうしたメモの存在が確認できないことや指示が行われたかどうかについて、両者の発言は対立しており、今回の総括にあたっては、その事実は資料不足のこともあり、解明できなかった。

⑤議員の口利き・働きかけの問題

職員実態ヒアリング調査では、職員455人中、約2割の

職員が市議会議員から働きかけを受けたと答えている。

公判での証言にもあったが、事件当事者から押収されたノートには議員からの連絡をメモしたと思われるものが散見された。アンケート調査でも当事者しか知りえない情報・証言があり、議員の口利き・働きかけは相当数あり、日常化していたと認めざるを得ない。

一方、議会はこうした事態を深刻に受け止め、議論を重ね、議員立法による「政治倫理条例」を制定するに至ったことを特記しておきたい。

⑥委託業者をめぐる問題

委託業者をめぐっては、公判での元契約課長の証言があり、「委託業務関係の社長から面談を要請され、指名業者選定の指図を受け、その際、談合に加担しない業者、いわゆるモグリ業者、指名から排除してほしいとする者のリストを渡された」とあるが、この社長は市側の事情聴取に対して「勉強しているので資料が欲しいと元契約課長から請われて出したもの」と証言している。当該文書は押収文書には存在せず、

また、証拠品としての提出もない。現在、当該文書は、元契約課長の弁護士が入手・所持しており、それを法廷陳述の際に使用したことが確認された。

元契約課長の弁として開陳された話と当該社長の話とは、その受け止め方のニュアンスが大きく違っており、真偽のほどは定かでない。

しかし、元総務部長の押収書類の中には「もぐり業者等」を記載したリストが存在し、口利き、働きかけ等の行為が従来から行われていたことを十分伺い知ることができる。

このような事実行為は、如何なる釈明がなされようとも、許されるものではなく、業者と職員とのこのような接触は疑惑の温床となるものであり、厳に慎むべきであることは言うまでもない。

なお、一連の落札状況をみると、長期間継続して特定業者が予定価格に近似した価格で落札している等、競争原理が働いた形跡が見られず、公正性と経済性が損なわれていたのではないかと推測される事例もある。

以上のことから、この件も含めて、職員に対する業者等からの口利きや圧力の存在を否定することはできなかった。今後はこれらに対する徹底した防止策が不可欠である。

⑦水道工事以外の談合疑惑の問題

公判では、「土木建築工事関係は〇〇議員」「全ての業界で談合が行われている」といった証言がなされ、本事件以外にも談合疑惑があるとされている。

落札率の推移をみれば、水道工事以外の分野においても、かなり以前から談合を疑わせるような不自然な高値落札の状態が続いていたことが認められる。

従来、行政がこうした事態に的確に対応できなかったことは、組織体制を含めた入札事務の執行管理上の責務として大きな課題を残した。

すなわち、談合問題等に対する意識の低さ、認識の甘さ、感覚の鈍化という組織体質が今回の事件を惹起させたとも言え、理事者以下、組織全体が猛省し、契約全般の正常化に全力で取り組んでいく。

おわりに

以上、各項目にわたる総括結果を職員全体が真摯に受け止め、再発防止に一丸となり、失われた信頼の回復に努め、「新生立川」を1日も早く実現させなければならない。

なお、総括で指摘した説明が不明確な点については、改めて説明責任を果たす必要がある。

総 括 追 加 説 明

立川市長 青木 久

総括追加説明

まず、「幹部職員人事と私と議員との関係」についてであります。

日頃から、市長と議員とは市政全般にわたって、いろいろと意見交換をいたしますが、これは市政を進めていく上で、不可欠なことと考えております。

こうした意見交換の中では、職員の仕事ぶりについての話が出る場合がございます。

職員の仕事ぶりにかかる市民からの苦情やお褒めの言葉など、さまざまでございます。

議員に限りませんが率直に申し上げて、こうした職員評価の言葉が、私の頭の中に残ることはございます。

人事には多くの要素が含まれますので、そうした職員評価の意見が人事に影響しないと断言することはできないと思っております。

しかし、最後の決定は市長としての私が決定したことであります。

現に、任用をめぐっての私の人事に批判の声をいただいたことは、私の不徳のいたすところであり、この際、指摘を率

直に受け止め、人事への注意や配慮を欠いた点を深く反省し、
今後は、このような指摘を受けることがないように、より公正
かつ適切な人事を行ってまいる決意であります。

次に、市長の「指示」の有無の問題でございます。

私は、入札や契約に関して「部下にメモを渡したり指示した」覚えはありません。ときには職員から担当業務の状況報告を受け、質問することなどはありましたが、「指示」という類のものではありません。

公判での証言のように、職場の中で、しかも勤務時間中において「市長の指示だ」として不公正な行為が行われたとすれば言語道断であります。

しかし、こうした行為があったと公判で元職員が述べたことは、当該職員がどのような意図で市長の名を使ったのか定かではありませんが、私が「指示はしていないと」申し上げても、結果として、「市長の指示である」というような行為が行われてしまったことについては、市政の最高責任者として、道義的責任を重く感じております。

トップは、常に部下に対し、毅然たる態度や厳粛な姿勢を自ら示さなければなりません。それらが欠けていた点、つ

まり私自身の姿勢の甘さが該当職員の思考や行動に少なからず影響を与えたのではないかと反省をいたしております。

今後は、市政のトップとして、私の日常の姿勢そのものが職員に注目されていることを改めて自覚し、職員の先頭に立って範を示していかなければならないと決意を新たにいたしております。

以上2点について、私の現在の考えを率直に申し上げましたが、この総括を全身に体し、職員ともども組織を挙げて、再発防止・信頼の回復に努めてまいる覚悟であることを重ねて申し上げ、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私の責任につきましては、本日の総括とこの総括に対する皆様のご意見を拝聴し、それらを熟慮した上で、今議会最終日に明かにする考えであることを申し添えさせていただきます。また、私の追加説明とさせていただきます。